

豊川市監査公表第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年1月10日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	神谷謙太郎

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

上下水道部経営課・水道整備課

2 監査の範囲

令和3年4月1日～令和4年11月16日

3 監査の実施期間

令和4年9月16日～令和4年11月16日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 公金の取扱事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

(2) 一般項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 契約全般に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

(ア) 現在、単年度で契約している水道地図情報電算機器保守委託及び水道事業会計システムソフトウェア保守管理業務委託について、経費節減及び事務の効率化の観点から、長期継続契約への移行を検討されたい。

(イ) 切手受払簿について、既存の様式では取扱職員の特定ができず、庶務担当職員の確認のみとなっていた。リスク管理の観点から、様式の見直しや所属長への報告を行うなどの手続きについて、適切な運用となるよう検討されたい。